

(目的)

第1条 この規程は、松山大学学則第1条の2第2項及び松山大学大学院学則第3条の2第2項に基づき、松山大学（以下「本学」という。）の自己点検・評価の実施について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「自己点検・評価」とは、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設、設備及び財務の水準の向上を図るため、その状況について自ら点検及び評価を行うことをいう。

(活動主体)

第3条 自己点検・評価に関する活動は、松山大学教学推進室規程第2条第2号に基づき、教学推進室が担うものとする。

(自己点検・評価項目)

第4条 自己点検・評価の項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 理念及び目的に関する事項
- (2) 内部質保証に関する事項
- (3) 教育研究組織に関する事項
- (4) 教育課程及び学習成果に関する事項
- (5) 学生の受入れに関する事項
- (6) 教員及び教員組織に関する事項
- (7) 学生支援に関する事項
- (8) 教育研究等環境に関する事項
- (9) 社会連携及び社会貢献に関する事項
- (10) 大学運営及び財務に関する事項
- (11) その他自己点検・評価に必要な事項

2 前項各号に係る点検・評価項目、評価指標、実施方法等は、教学推進室が設定する。

(手続)

第5条 第2条に定める自己点検・評価は、3年に1回の周期で次の各号に掲げる手続によって実施するものとする。

- (1) 学部、研究科、委員会及び事務局（以下「各部局」という。）は、自己点検・評価を行い、松山大学教学推進室規程第6条第1項に規定する部会会議（以下「部会会議」という。）へ報告するための自己点検・評価報告書を作成する。

- (2) 部会会議は、各部局からの自己点検・評価報告書に基づき、部会ごとに点検・評価報告書を取りまとめ、全学自己点検・評価報告書を作成し、教学推進室へ報告する。
- (3) 教学推進室は、部会会議からの全学自己点検・評価報告書に基づき、全学的な観点からの点検・評価を行い、その結果を学長へ報告する。
- (4) 学長は前号の報告に基づき、改善が必要な事項を整理し、教学会議の審議を経て、各部局へ改善実施の指示を行う。
- (5) 各部局は、前号の指示に対する改善計画を策定し実行する。
- (6) 教学推進室は、改善計画の実施状況を定期的に把握するとともに、前号の計画実施に当たる支援を行う。

(外部評価)

第6条 前条に規定する手続で実施した自己点検・評価について、客観性及び公平性を担保するため、学長は学校法人松山大学理事長（以下「理事長」という。）に報告し、学校法人松山大学外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）による評価を受けなければならない。

- 2 学長は、理事長から外部評価委員会の自己点検・評価に関する報告及び提言を受け、その内容を確認するとともに、必要に応じ自己点検・評価活動の改善にこれを活用する。

(結果の公表)

第7条 学長は、第5条第2号に定める全学自己点検・評価報告書に基づき、本学の自己点検・評価結果を学内外に公表するものとする。

- 2 前項の公表の範囲、方法等は、別に定める。

(所管)

第8条 この規程に関する事務は、教学推進課が行う。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教学会議の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、2021(令和3)年4月1日から施行する。
- 2 松山大学自己点検・評価規程及び松山短期大学自己点検・評価規程の施行に伴い、学校法人松山大学自己点検・評価規程（平成29年12月19日制定，平成30年4月10日改正，令和元年5月7日改正）は廃止する。